

益田市告示第 2 5 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項に規定する一般競争入札を、益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱（平成 1 7 年益田市告示第 1 5 4 号。以下「実施要綱」という。）に規定する方法により行うので、実施要綱第 4 条の規定に基づきこれを告示し、実施要綱第 1 0 条の規定に基づき設計図書等を閲覧に供し、及び入札情報サービス（P P I）に掲載する。

本入札は、益田市建設工事総合評価方式実施要綱（平成 1 9 年益田市告示第 6 4 号。以下「総合評価実施要綱」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する特別簡易型総合評価方式とする。

本入札においては、最低制限価格を設けず、益田市建設工事低入札価格調査取扱規程（平成 2 0 年益田市訓令第 5 号。以下「工事低入札価格調査取扱規程」という。）による低入札価格調査制度を適用する。

本入札は、益田市建設工事等電子入札執行要領（平成 2 1 年益田市訓令第 1 2 号。以下「電子入札執行要領」という。）による電子入札の対象とする。

令和 8 年 1 0 月 1 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

第 1 入札に付する事項

工 事 名	小俣賀地区ほ場整備工事（以下「本件工事」という。）
工 事 場 所	益田市左ヶ山町地内
予 定 工 期	契約日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日
工 事 概 要	整地工 $A = 2.5 \text{ ha}$ 用水路工 $L = 437 \text{ m}$ 排水路工 $L = 339 \text{ m}$ 暗渠排水工 $L = 2,966 \text{ m}$ 路体盛土工 $V = 846 \text{ m}^3$

第 2 競争参加資格

この入札に参加することができる者は、令和 7 ・ 8 年度益田市建設業有資格者名簿に登録され、かつ、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、共同企業体の参加は、認めない。

競 争 参 加 資 格 業 種	土木一式工事
点 数	土木一式工事の総合点数が 8 5 0 点以上
許 可 業 種	土木工事業

許 可 区 分	特定又は一般
営業所所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を益田市内に有する者であって、益田市内に主たる営業所を有するもの
工 事 実 績	島根県内の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事をいう。以下同じ。）において、元請として過去15年間（平成23年10月1日から令和8年9月30日まで）に1契約4,000万円以上の完成した土木一式工事の施工実績があること。ただし、共同企業体としての施工の場合は、出資比率が20パーセント以上であって、かつ、契約金額の出資比率相当分が4,000万円以上の施工実績とする。
配 置 技 術 者	1 監理技術者又は主任技術者として次の基準を全て満たす技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しないものとする。なお、本件工事は、建設業法第26条の5に係る特例の適用は認めない。ただし、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号総合政策局建設業課長通知）の二一二（5）②2については従前どおり認める。 (1) 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士又は次に掲げるいずれかの資格を有する者であること。 ア 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（建設部門の各科目、農業農村工学、森林土木又は水産土木）） イ 国土交通大臣認定者 (2) 監理技術者を届け出る場合にあっては、許可業種の項に掲げる業種に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。 (3) 入札に参加しようとする者と、本件工事の競争参加資格確認申請日前3月以上の雇用関係にあること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、3月未満の雇用も可とする。 (4) 告示日の前日までに、益田市建設工事入札参加資格審査要綱（平成16年益田市告示第227号）様式第8号により市内の営業所に常駐している者として届け出られ

	ている技術者であること。 2 配置予定技術者の申請に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。 (1) 複数の技術者を配置予定として申請することも可とするが、入札後に行う競争参加資格審査時には、配置技術者を確定させること。 (2) 複数の工事に同一の技術者を配置予定として申請することも可とするが、他の工事で落札者となったため、申請した全ての配置技術者を本件工事に配置できなくなった場合は、入札をしてはならず、当該申請をした者は、直ちに別に定める入札辞退届を第15の入札担当課に提出すること。また、入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに任意の書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複）を第15の入札担当課にすること。なお、競争参加資格審査は、原則として開札順に行う。 (3) 競争参加資格確認申請書提出時において、他の工事に従事中の配置技術者（建設業法第26条第3項に該当しない場合は、他の工事に専任で従事中の者をいう。）については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始時点）までに、確実に主任技術者等として専任で配置可能である場合（建設業法第26条第3項に該当しない場合を除く。）に限り、資格確認のための資料を提出することができるものとする。
そ の 他	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 2 益田市における市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び市県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。 3 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 4 告示の日から第3競争参加資格の確認の(2)のイに掲げる提出期日までの間に、益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。 5 次の各号のいずれにも該当しない者であること。 (1) 破産法（平成16年法律75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

	(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団 (5) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 6 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。 (1) 親会社と子会社の関係 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係 (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係 (4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係 7 次の各号のいずれかに該当する工事の実績がある場合は、当該工事の工事成績評定点が70点以上であること。 (1) 益田市又は島根県が発注した工事で、令和7年度又は令和8年度に完成した低入札価格調査（地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する低入札価格調査をいう。）の対象の工事 (2) 中国地方整備局又は中国四国農政局が発注した工事で、令和7年度に完成した低入札価格調査（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項の規定による調査をいう。）の対象の工事
--	--

第3 競争参加資格の確認

(1) 提出する書類

競争参加を希望する者は、電子調達システムにより次の表に掲げる提出書類及び総合評価資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、申請書等は、原則PDF形式とし、総合評価資料は原則WORD形式とし、ファイルの先頭に会社名（略称可）を付記すること。

提出書類	1 競争参加資格確認申請書（簡易型）（実施要綱様式第1号） 2 施工実績調書（実施要綱様式第2号） 3 配置予定技術者調書（建設工事）（実施要綱様式第3号） （配置予定技術者に従事中の工事がある場合は、請負金額
------	--

	及び専任義務の有無にかかわらず全て記載すること。) 4 業態調書(実施要綱様式第3号の3) 5 確認資料 (1) 2の施工実績調書の記載内容を証明する次に掲げるいずれかの書類(CORINSの登録がない場合及びCORINS登録内容では工事实績が確認できない場合に限る。) ア 契約書の写し及び第2競争参加資格の表の工事实績の項で求める工事内容であることが確認できる仕様書等の写し等 イ 発注者が証明する証明書(写しも可) (2) 3の配置予定技術者調書の記載内容を証明する次に掲げる全ての資料 ア 資格者証等の写し(国土交通大臣認定者は認定書の写し) イ 従事中の工事のCORINSの写し及び他の工事への申請状況が確認できる書類等(該当工事がない場合は不要) ウ 入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)等)
総合評価資料	1 総合評価技術資料 (様式第1号) 2 企業の評価 (1)－① 工事成績 (様式第2号) (1)－② 同種工事の施工実績 (様式第3号) (1)－③ 優良工事表彰 (様式第4号) 3 技術者の評価 (2)－① 同種工事の施工経験 (様式第5号) (2)－② 優良工事表彰 (様式第6号) 4 地域貢献 (3)－① 災害復旧工事の受注実績 (様式第7号) (3)－② 労働福祉関連の状況 ア 障がい者雇用実態 (様式第8号-1) イ 育児・介護休業に関する制度 (様式第8号-2) ウ 健康づくりへの取組み (様式第8号-3) (3)－③ 消防団協力事業所 (様式第9号) (3)－④ 若手・中堅技術者の配置 (様式第10号)

(2) 申請書等の様式の入手方法及び提出期限

ア 申請書等の様式の入手方法は、次に掲げるところによる。

(7) 市の公式ウェブサイト又は入札情報サービス(PPI)からダウンロードすること。

(4) 第15の入札担当課においても配布を行う。

イ 申請書等の提出期日は、次に掲げるとおりとする。

提出期日	令和8年10月16日（金）及び令和8年10月19日（月） （午前9時から午後4時まで）
------	--

(3) 確認審査

競争参加資格の確認は、開札後に落札者を決定するために必要と認められる範囲の者を対象として行う。

第4 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び配分点

評価項目		配分 点	加算点			
1 企業の評価 【9点】	①工事成績	5	5～0			
	②同種工事の施工実績	2	2	1	0	
	③優良工事表彰	2	2	1	0	
2 技術者の評価 【4点】	①同種工事の施工経験	2	2	1	0	
	②優良工事表彰	2	2	1	0	
3 地域貢献 【7点】	①災害復旧工事の受注実績	3	3	2	1	0
	②労働福祉関連の状況	2	2	1	0	
	③消防団協力事業所	1	1	0		
	④若手・中堅技術者の配置	1	1	0		
合 計		20 点				
4 減 点	① 低入札工事の工事成績の減点	－5	－5～0			

各評価項目に対する加算点の計算方法は、入札説明書を参照すること。

(2) 技術資料に関する説明会及び技術資料に関するヒアリングは、行わない。

第5 設計図書等の閲覧等

設計図書等は、入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。ただし、閲覧する場合の期間及び場所は、次の表のとおりとする。

閲覧期間	令和8年10月1日（木）から令和8年10月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時まで
閲覧場所	第15の入札担当課

第6 総合評価資料及び設計図書等に関する質問

総合評価資料及び設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。なお、提出期限及び回答については、次の表のとおりとする。

提出期限	令和8年10月13日（火）午後4時必着
回 答	令和8年10月15日（木）までに電子調達システム及び入札情報サービス（PPI）により回答する。

第7 入札方法

(1) 電子調達システムにより入札書を提出すること。なお、入札書等の受付

期日は、次の表のとおりとする。

受 付 期 日	令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）及び令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水） （午前 9 時から午後 4 時まで）
---------	--

(2) 第 1 回の入札に際し、見積り参考資料として示した工事内訳表の各項目について金額を記載した、次のアからケまでを全て満たす工事内訳書を電子調達システムにより提出すること。なお、工事内訳書は、原則 P D F 形式とし、ファイル名の先頭に会社名（略称可）を付記すること。

ア 工事内訳書の合計金額が、第 1 回の入札金額と一致すること。

イ 「工事名」又は「業務名」の記載漏れ又は不備がないこと。

ウ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計が工事価格と一致していること。

エ 工事内訳書で数量欄に記載のある項目の単価又は金額が未記入でないこと（建築関連工事を除く。）。

オ 値引き項目がないこと。

カ 端数処理及び端数調整がないこと。ただし、単価又は数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については、問わない。

キ 工事内訳書において、「一式」表示となっていない項目を「一式」表示していないこと。

ク タテヨコ計算に違算がないこと。なお、支給品の項目がある場合は金額を記入すること（法定福利費について、行挿入による項目の追記、二重計上によるタテヨコ計算の違算等は、入札の無効として取り扱う。）。

ケ 設計図書にある工事数量総括表等に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）でないこと（建築関連工事を除く。）。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札は、1 回とする。

(5) 入札保証金は、免除する。

(6) 工事明細書の提出は、契約時に行うものとする。

第 8 開札方法

開札の日時等は、次の表のとおりとする。

日	時	令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）午前 9 時 0 5 分
場	所	益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所分館 2 階 総務管財課 入札監理室
立 会 人 事 項		電子入札執行要領第 1 0 条第 2 項に掲げる開札への立会いを認められる者のみが立会いをすることができる。なお、代理人が立会いをする場合は、委任状を提出すること。

第9 入札の無効等

(1) 次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 競争参加資格がない者がした入札
- イ 入札に関する条件に違反した入札
- ウ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合、その全ての入札
- エ 必要事項の未記載、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札
- オ 工事内訳書を提出しない者又は第7入札方法の(2)に示した基準を満たさない工事内訳書を提出した者がした入札
- カ 申請書等の提出期限の日の翌日から開札日までに指名停止措置を受けた者のした入札
- キ 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- ク 談合その他の不正な行為が認められる入札
- ケ 電子入札執行要領第2条第6号に規定する電子認証書を取得していない者がした入札

(2) 次に掲げる入札は、失格とする。

- ア 工事低入札価格調査取扱規程第8条第2項、第9条第1項又は第10条第2項のいずれかに該当する者のした入札
- イ 工事低入札価格調査取扱規程第11条第3項各号の審議の結果、契約の相手方として不適当であるとされた者のした入札

第10 落札者決定基準

(1) 総合評価の各評価項目得点合計（加算点）に標準点（100点）を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値とする。

$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$
--

(2) 予定価格の制限の範囲内において、工事低入札価格調査取扱規程第2条第2項に規定する調査基準価格以上の価格で入札した者のうち、評価値が最も高いものを落札者とする。なお、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

(3) 調査基準価格を下回る入札をした者（以下「低価格入札者」という。）の評価値が最も高い場合は、当該低価格入札者について、工事低入札価格調査取扱規程第2条第1項に規定する低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施した上で落札者を決定するものとする。この場合において、当該低価格入札者は、入札後の事情聴取、資料提出等の調査に協力しなければならない。なお、当該低価格入札者が工事低入札価格調査取扱規程第11条第1項各号の失格基準に該当するときは、次に評価値が高いものを次順位者とし、当該次順位者が低価格入札者である場合には、低入札価格調査を実施するものとする。以後、次順位者を落札者としめない場合は、この例による。

(4) 落札者の決定は、総合評価後速やかに行い、結果を入札情報サービス（PPI）で公表する。

第11 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（実施要綱様式第7号）により説明を求めることができる。この場合において、説明を求める書面は、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に第15の入札担当課に持参すること。

第12 支払条件

前払金等の金額は、次の表のとおりとし、落札者は、前払金の他に中間前払金又は部分払金のいずれかを契約締結時に選択する。なお、契約締結後の変更はできないものとする。

前 払 金	契約金額の10分の4以内 (低価格入札者と契約する場合は10分の2)
中 間 前 払 金	契約金額の10分の2以内
部 分 払 金	3回以内

第13 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1（低価格入札者と契約する場合は、10分の3）以上とする。

第14 その他

- (1) 落札者決定時から契約締結までの間に、当該落札者が競争参加資格を喪失したとき、又は指名停止を受けたときは、市は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に専任で配置しなければならないものとし、落札後において当該配置予定技術者の配置ができないことが明らかになった場合において、これに代わる技術者を配置することができないときは、市は、契約の締結を拒否し、又は契約を解除する。なお、当該配置予定技術者の変更は、第2競争参加資格の表配置技術者の項2の(2)に掲げる場合のほか、当該技術者の病気、退職等により本件工事に配置できなくなった場合等やむを得ない場合に限る。
- (3) 各種提出資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく措置の対象とする。
- (4) 本件工事を低価格入札者と契約する場合は、当該契約においては、工事低入札価格調査取扱規程第19条各号に掲げる事項を義務付ける。
- (5) 本件工事を低価格入札者と契約した場合において、本件工事の施工後の工事成績評定点が70点未満であったときは、工事低入札価格調査取扱規程第20条の規定により工事成績評定通知を受けた日の属する年度及び翌年度の期間について、益田市が実施する全ての入札に参加することを認めない。
- (6) やむを得ない事由により電子入札により難い者は、書面にて紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り、紙入札によることができる。なお、紙入札方式参加承認願については、市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。
- (7) 申請書等の提出資料が電子調達システムで送信できない場合は、別途提出する旨を記載した書面を送信し、CD等で提出すること。

- (8) 請負代金内訳書（工事内訳書）への法定福利費の明示の取組（「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」令和２年８月１８日付土総第３４９号島根県土木部長通知）に基づき、工事内訳書に法定福利費の明示を行う場合は、次の事項に留意すること。

※工事内訳書への記載上の注意事項

- ・工事内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効にはならない。
- ・受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること。
（行挿入により、その他の項目を追記をすると工事内訳書の無効事由に該当します。）
- ・工事数量総括表においては、現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

- (9) その他詳細不明の点については、第１５の入札担当課に照会すること。

第１５ 入札担当課

総務部 総務管財課 入札監理室

TEL(0856)31-0151 FAX(0856)22-3570